

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1250

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の休暇により勤務しない場合の給与の減額については、次に掲げる休暇の場合には行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第1号、第3号から第5号まで、<u>第7号及び第9号から第11号</u>までに規定する特別休暇</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員の休暇により勤務しない場合の給与の減額については、次に掲げる休暇の場合には行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第1号、第3号から第10号まで及び第12号から第14号までに規定する特別休暇</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。